

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ● ● ● ● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

専門委員の選任及び関与に関する意見書

平成30年8月30日

仙台地方裁判所 第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

第1 意見の趣旨

- 1 原告らは、現時点では、貴庁平成30年8月14日付事務連絡記載の専門委員の選任だけでは不十分であり、大気拡散モデルに関する専門委員の追加選任を希望する。
- 2 仮に、専門委員の選任を1名に限るのであれば、原告らは、大気拡散モデルに関する専門委員の選任を希望する。

第2 意見の理由

- 1 まず、貴庁がいかなる専門的知見を求めて上記事務連絡記載の専門委員の選任を打診しているかが明確ではないが、被告の指摘に係る、排出基準や環境基準をどのように位置づけるのかという観点による専門委員の選

任であれば、原告らは、特段反対するものではない。

すなわち、原告らは、受忍限度の程度は法的な評価（規範的要件）そのものであり、裁判官が独自に判断すべき事項と思料する。そして、環境基準や排出基準は、受忍限度を判断する際の考慮要素のひとつにすぎず、上記各基準の内容については、既に公となっている各種文献を証拠として提出することにより、専門委員の関与がなくとも裁判官が独自に評価できると思料するが、貴庁が、中立的な立場である専門委員の意見を参考にしたいとお考えであれば、それを尊重したいと考えている。

- 2 他方、原告らが求める本件差止めの可否を判断するにあたっては、原告ら提出の大気拡散濃度上昇量と疫学知見による死亡者数などの推算結果（甲A11）をどのように評価するかが、訴訟の帰趨を大きく左右すると予想される。

甲A第11号証は、①PM2.5等の大気汚染物質の拡散状況（濃度分布）を大気拡散モデルによって予測した上、②予測される拡散状況における健康被害の大きさを死亡者数等の推算によって具体的に明らかにするものである。

このうち、②については、疫学的知見が示された各文書により評価可能であり、原告らもこれまでに証拠を提出している（甲A2～A7の2、甲A11の1～A12等）。しかし、①については、大気拡散モデル自体が専門的な分野であるから、裁判官が甲A第11号証の信用性を判断するために、大気拡散モデルの概念、原告らが使用したCALPUFFモデルの特徴、別の大気拡散モデルによる計算結果の異同等から、ひいては原告らの主張の科学的合理性についても、中立の立場の専門委員を手続に関与させ、説明を聴く機会を設けることが不可欠と思料する。

- 3 そして、専門委員の複数選任については、大阪地裁では、分野が異なる事項にまたがる事案の場合は、複数関与させる場合もあるとされている

(添付資料10頁)。

本訴訟においては、排出基準や環境基準に関する事項と大気拡散モデルに関する事項は、まさに分野が異なっているので、原告らは、貴庁が打診した専門委員の他に、大気拡散モデルに関する専門的知見を有する者の追加選任を希望する。仮に、諸般の事情により専門委員の選任を1名に限るのであれば、後者の選任を希望する。

なお、原告らは、大気拡散モデルに関する専門委員について、国立の研究機関に現に所属して大気汚染に関する研究を行っている研究者の中から選任するのが相当と考えるが、いかなる専門的知見が必要かという点や、専門委員の複数選任の可否について、貴庁のお考えを確認したいので、期日間に進行協議期日を設定されるよう希望する。

以 上

添 付 書 類

大阪地方裁判所委員会（第30回）議事概要